

○ 行平省令財務省告示第72号
 平成二年五月十五日第11項の規定に基づき、昭和五十七年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第72号)に規定する。すなはち、
 四 発行方法の適用振替法の法律発行条項及び根拠とその記述

競争とて価のし定めあ争う札価振の以律社第関図財十利付債百する政五付、一るた運回國庫債券(二年)～第三百二号に規定する。すなはち、
 競争す得格決、めつ入入。～格替適下(平成十三年法律第七十五号)～第11項の規定に基づき、昭和五十七年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第72号)に規定する。
 入入るらを定価らて札札に以を機用「振替法」～第11項の規定に基づき、昭和五十七年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第72号)に規定する。
 札札もれ募を格られ、と發によ「振替法」～第11項の規定に基づき、昭和五十七年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第72号)に規定する。
 と發のる入受競た価同時「振替法」～第11項の規定に基づき、昭和五十七年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第72号)に規定する。
 同行に価額け争利時「よ格にた入率競にと行」～第11項の規定に基づき、昭和五十七年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第72号)に規定する。
 にとるをよ各札を争行い～第11項の規定に基づき、昭和五十七年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第72号)に規定する。
 行い發そり申にそ札れ。～第11項の規定に基づき、昭和五十七年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第72号)に規定する。
 わう行の加込おのにる、「札わすし」としては、～第11項の規定に基づき、昭和五十七年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第72号)に規定する。
 れ。(発重みいのによる、「札わすし」としては、～第11項の規定に基づき、昭和五十七年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第72号)に規定する。
 る、以行平のて利お入価価「れる」の規定に基づき、昭和五十七年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第72号)に規定する。
 入価均応募率い札格格とる。その規定に基づき、昭和五十七年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第72号)に規定する。
 札格非格し募入とてで競競い入の規定に基づき、昭和五十七年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第72号)に規定する。

財務大臣 麻生 太郎

財務大臣 麻生 太郎

六

イ
イ
發

入価 入価・別債行争非者特国札非
 札格行札格第参市及入価・別債発競
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市行争
 行争額行争非者特国発競I加場入

図財
 る政
 た運
 め営
 のに
 公必
 債要
 のな
 発財
 行源
 のの
 特確
 例保
 にを

ハロイ

五

方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

込募各割各当も各
 み限國り申ての申
 の度債當込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るの その
 額範特。応のう
 を囲別募 応ち
 割内參額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のより割高
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場で
 入場も加、た価格國定特あ
 札特の者財後格競債め別つ
 発別にご務に競争市る参て
 行参よと大行争入場も加、
 一加るに臣わ入札特の者財
 と者発応がれ札發別にご務
 い・行募各の行参よと大
 う第へ限國入募一加るに臣
 〇II以度債入と者発応が
 非下額市札のい・行募各
 價一を場で決う第へ限國
 格國定特あ定一。I以度債
 競債め別つを及非下額市

七

ハ　ロ　イ
払

行 争 非 者 特 国 札 非 入 億 入 億 · 別 債 発 競 札 格 札 格 第 参 市 行 争 發 競 發 競 I 加 場	込 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 入 億 · 别 債 發 競 札 格 札 格 第 参 市 行 争 發 競 發 競 II 加 場	ハ 二 ハ ロ 口	札 非 發 競 行 争 入
--	---	--------------	------------------------

千 二 二 三 十 二 円 千 十 十 二 兆 四 円 四 万 四 十 億 五 千 三 五 千 九 億 百 円 百 千 九 三 八 十 十 百 七 億 四 万 四 十 四 千 三 千 七 万 三 百 六 百 四	円 い に 関 国 財 円 い に 関 国 財 万 い に 関 国 財 十 い に 関 て 基 す る 政 て 基 す る 政 円 て 基 す る 政 六 て 基 す 、 づ る た 運 、 づ る た 運 、 づ る た 運 億 、 づ る 額 き 法 め 営 額 き 法 め 営 額 き 法 め 営 円 額 き 法 面 發 律 の に 面 發 律 の に 面 發 律 の に 面 發 律 金 行 第 公 必 金 行 第 公 必 金 行 第 公 必 金 行 第 額 し 二 債 要 額 し 二 債 要 額 し 二 債 要 額 し 二 で た 条 の な で た 条 の な で た 条 の な で た 条 四 利 第 發 財 二 利 第 發 財 三 利 第 發 財 二 利 第 千 付 一 行 源 千 付 一 行 源 十 付 一 行 源 兆 付 一 三 国 項 の の 四 国 項 の の 四 国 項 の の 四 国 項 十 債 の 特 確 十 債 の 特 確 億 債 の 特 確 千 債 の 五 に 規 例 保 二 に 規 例 保 四 に 規 例 保 九 に 規 億 つ 定 に を 億 つ 定 に を 百 つ 定 に を 百 つ 定
--	--

十
十
三
二

十
十
口
イ
一
發

九
八
振
額
最
替
額
入
債
・
別
債
行
争
非
者
特
国
札
非
入
債
發
競

初利入価・別債行争非者特国札非入価發
期札格第参市及入価・別債發競札格行行
利發競II加場び札格第参市行争發競価
子率行争非者特国發競I加場、入行争格日

低行争非者特国
額入価・別債
面札格第参市
位金發競II加場

た期平年
金と成〇
額し二・
を、十一
支次五パ
払の年一
う算八セ
。式月ン
たに十ト
だよ五
しり日
、算を
支出支
払し払

厘額上額
面の面
金そ金
額れ額
百ぞ百
円れ円
にのに
つ応つ
き募き
百価百
円格円
五 五
錢錢
八 以
平す額の振
成るの記替
二。整載法
十 数又の
五 倍は規
年 の記定
二 金録に
月 額はよ
十 に、る
五 よ最振
日 る低替
も額口
の面座
と金簿

十　十　十　十　十　十
九　八　七　六　五　四

払　者　入　払　元　債　債　後　第
込　札　場　利　還　還　の　二
期　参　所　金　金　期　利　期
日　加　支　額　限　子　以

平　財　日　額　平　利　て　を　毎　規　下　は　期
成　務　本　面　成　子　、　支　年　定　、　、　が
二　大　銀　金　二　を　そ　払　二　す　次　そ　銀
十　臣　行　額　十　支　の　期　月　る　号　の　行
五　か　百　七　払　日　と　十　期　及　翌　休
年　ら　円　年　う　以　し　五　日　び　営　業　日
二　通　に　二　。　前　、　日　に　第　業　日
月　知　つ　月　六　各　及　つ　十　日　に
十　を　き　十　月　支　び　い　五　に　当
五　受　百　五　間　払　八　て　号　支
日　け　円　日　に　期　月　同　に　払　た
た　者　　属　に　十　じ　お　う　る
　　者　　す　お　五　。　い　へ　と
　　者　　る　い　日　。　て　以　き

額面金額 × $\frac{0.1}{100} \times \frac{2}{2}$